

議員提出議案第3号

伊藤恵一議員に対する辞職勧告決議

桑名市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき、標記の議案を次のとおり提出します。

令和8年9月2日 提出

提出者

桑名市議会議員

松田正美

賛成者

同

水谷憲治

同

成田久美子

同

太田 誠

同

畑 紀子

同

伊藤 研司

同

飯田尚人

同

近藤 奈歩

同



伊藤恵一議員に対する辞職勧告決議

桑名市議会議員は、法令を遵守し、市民からの負託を受けたものとして、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

しかしながら伊藤恵一議員は、本年第2回定例会最終日の、寄附に係る追加上程議案第68号における反対討論において、「例えば」と発言したうえで、一市民が寄附をされたことに関し、寄附の妥当性に疑問を呈する内容の発言を行い、寄附者を誹謗中傷することによって、その人格権を侵害するおそれのある発言を行った。

議会での議員の発言は、言論の自由から保障されるべきではあるものの、地方自治法第132条において、「議会の会議においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定がある。

発言内容が事実か事実でないかではなく、法等において幾つかの制限があることを理解し、市民に対して疑念を抱かせるような発言は、市民の代表者である議員として、厳に慎むべきものである。

また、令和5年6月定例会において、伊藤恵一議員に対し、問責決議が全会一致で可決された折りに、伊藤恵一議員から謝罪文が議長宛に提出された。

この謝罪文においては、「個人の信用失墜を招く恐れのある不確実な情報については、発言を自粛するという規定を逸脱したもので、深く反省する」、「桑名市政の信頼を失墜させ、市議会の名誉を著しく貶めたことに対し、心から謝罪を申し上げる」、「今後、再び同様な言動があったと議会で判断されたときは、厳罰に処される覚悟ですので、お許しいただきたい」と陳謝している。

それにも関わらず、今回の議場での伊藤恵一議員の発言は、謝罪文を提出したにもかかわらず、同類事案を繰り返す行為であり、また、地方自治法の逸脱であることは明確である。

市民の政治に対する信頼を著しく失墜させ、桑名市議会の品位と名誉を傷つけるものである以上、伊藤恵一議員が、このまま議員活動が続けていくことは到底容認されるものではない。

よって、桑名市議会は、伊藤恵一議員に対して、自らの意思により、議員を辞職することを強く求める。

以上、桑名市議会として、伊藤恵一議員の議員辞職勧告を決議する。

令和8年9月2日

桑 名 市 議 会